

令和 8 年度茨城県 e スポーツ公式大会等誘致促進事業補助金交付要項

(目的)

第 1 条 知事は、本県における e スポーツ関連産業の振興を図るため、IP ホルダーによる公式大会等の大規模な e スポーツイベントの開催に関し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) e スポーツ

エレクトロニック・スポーツの略称で、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称をいう。

(2) IP ホルダーによる公式大会等

e スポーツに関するイベントで、第 4 条に定める要件を満たすものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 本補助金の交付の対象となる者は、IP ホルダーによる公式大会等を開催する事業者で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者ではないこと。
- (4) 事業者又は事業者の役員等が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号及び同条第 5 号に規定する者ではないこと。

(補助対象事業等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、茨城県内で開催される e スポーツに関するイベントのうち、次のいずれにも該当するものを開催する事業に対して行うものとする。

(1) 以下のア、イのいずれかに該当すること。

ア 国際大会

イ 使用するゲームタイトル（日本国内及び日本国外において商業的に販売又は継続

的に提供されているものに限る。)の著作権者又は当該著作権について正当な権限を有する者による公式大会もしくはそれらの者が公式に関与している大会、又はそれに準ずると知事が認めるもの

- (2) 大会で使用するゲームタイトルが、過去に来場者数(オフラインに限る。)が1,000人/日以上大会等開催実績を有するものであること。
- (3) 茨城県外からの誘客が期待されるものであること。
- (4) 茨城県での継続的な開催((1)~(3)の要件を満たす類似イベント(本補助金における補助対象事業として申請するイベントと同等以上の来場者数が見込まれるものに限る。)を含む。)を検討しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するイベントを開催する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 過去に本補助金を活用して開催したもの
- (2) 国、県又は市町村の支出する他の補助金の交付を受ける事業
- (3) 国、県又は市町村が出資する財団法人等からの助成金の交付を受ける事業
- (4) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるもの
- (6) 主催者等が暴力団及び暴力団員、その他これらに準ずるものとの関係を有しているもの
- (7) その他、当該補助事業の趣旨に反する事業

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業における誘客促進のためのプロモーションに係る経費とする(ただし、補助対象経費には消費税及び地方消費税を含まないものとする。)

2 交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1と、別表1において大会種別及び開催期間毎に定める補助限度額とを比較して、いずれか少ない額を上限とする。

3 補助金は予算の範囲内で交付するものとする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 法人等の概要書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)

- (5) 要件確認申立書（様式第 5 号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

（交付決定）

第 7 条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 6 号）をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（様式第 7 号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 規則第 8 条第 1 項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から 14 日以内とする。

- 2 前項の規定による申請の取下げをしようとするときは、補助金交付申請取下申請書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

（事業内容等の変更）

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ事業内容等変更申請書（様式第 9 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の内容の変更とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）申請書（様式第 10 号）を、速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から 30 日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の 3 月 1 日のいずれか早い日までに知事に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了報告書（様式第 11 号）
- (2) 補助事業実績報告書（様式第 12 号）
- (3) 収支決算書（様式第 13 号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が実施内容の確認に必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第 11 条 規則第 14 条の規定による通知は、補助金額確定通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第 15 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条 知事は、前条の規定による通知を行った後、補助事業者からの請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第 13 条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合には、第 7 条第 1 項の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき
- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助事業者が、当該交付要項及び第 16 条の規定により別に定める事項、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は知事の指示に違反したとき
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき
- (5) 補助事業者が、茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するに至ったとき
- (6) 補助事業者が、第 3 条に該当しなくなったとき

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、規則第 16 条及び第 17 条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還等を命ずるものとする。前項に基づく命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から 10 日以内に返還等しなければならない。

（証拠書類の保管）

第 14 条 補助事業者は補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（立ち入り調査等）

第 15 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、職員等をその事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後であっても、第 14 条に定める期間中においては引き続き適用があるものとする。

(その他必要な事項)

第 16 条 知事は、この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を別に定めることができる。

付則

この要項は、令和 8 年 9 月 15 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

大会種別	開催期間 (オフライン)	補助率	補助限度額 (千円)
国際大会（決勝クラス）	3 日以内	1/2	20, 000
	4 日以上		26, 000
国際大会（予選クラス）	3 日以内		13, 000
	4 日以上		16, 000
国内大会（決勝クラス）	3 日以内		18, 000
	4 日以上		20, 000
国内大会（予選クラス）	3 日以内		9, 000
	4 日以上		12, 000